平成２１年（フ）第６９９号
青森市篠田１丁目９番９号　Ｍ’Ｓ６・611号
債務者　野呂　絵奈
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３２号
青森県五所川原市字幾世森31番地37　電化ハウス幾世森Ｅ号
債務者　荻野　　誠
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午前11時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第２３３号
青森県五所川原市字幾世森31番地37　電化ハウス幾世森Ｅ号
債務者　荻野由美子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午前11時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第２５３号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字湯舟町字七尾82番地３
債務者　神　由美子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第２５４号
青森県五所川原市字鎌谷町64番地20
債務者　今井　　功
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第４６１号
広島県福山市引野町３丁目28番３―908号　エバーグリーンパレス
債務者　岡邊　　敏
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２０号
東京都稲城市平尾３丁目１番地の１平尾住宅37棟106号
債務者　吉岡　美鈴
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第２１５２７号
千葉県我孫子市中峠台11番地の１
破産者　株式会社湖北中村屋
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３０７８号
東京都北区西が丘１丁目48番９号
破産者　株式会社三愛
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４２９６号
東京都港区六本木５丁目12―６　浅野久彌方
破産者　浅野　昌英
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４６１４号
三重県津市大里山室町73
破産者　丸之内邦生
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４６１６号
三重県津市高野尾町3175―163
破産者　丸之内　誉
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４６１７号
三重県津市島崎町129―１　パレオシンセイⅢ―305、開始決定時の住所三重県津市桜橋３丁目446―25―1101
破産者　宮田　晴夫
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４７８４号
東京都港区三田３丁目２番３号
破産者　アルプスランドプロパティーズ株式会社
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７４８２号
愛知県江南市古知野町花霞58
破産者　長谷川力雄
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９２９６号
千葉県茂原市上茂原452―７―５―201、開始決定時の住所北海道函館市本通１丁目28―10
破産者　齊藤　隆司
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９９２７号
東京都大田区蒲田２丁目７―３―201
破産者　久保　　誠
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１００４４号
東京都立川市曙町２丁目42番23号
破産者　株式会社レオンデ
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部